

愛知県後期高齢者医療広域連合
庁内LANシステム機器等
賃貸借(R06.01～)仕様書

令和5年11月

愛知県後期高齢者医療広域連合

1 業務概要

愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）で稼働している「庁内LANシステム」用の端末機器について、必要となるハードウェア、ソフトウェア及び各種設定・保守サービス（以下「賃貸借機器等」という。）を調達し、広域連合へ賃貸を行う。

2 契約期間、支払方法

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年12月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、次年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、広域連合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(2) 支払方法

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの60か月の月払いとする。

支払い時期は毎月の履行確認後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 機器設置場所

愛知県後期高齢者医療広域連合事務局

4 賃貸借機器等の調達

別紙「賃貸借機器一覧」に記載のハードウェア、ソフトウェア及び各種設定・保守サービスを調達するものとし、ソフトウェア以外の物件について代替品を調達する場合は、賃貸人が広域連合に対し事前に書面による申請を行い、広域連合において「賃貸借機器一覧」の製品と同等以上の性能を有すると認め、承諾した場合に限り可とする。

ハードウェアは国内メーカー製の法人(官公庁)向けモデルであること。また、賃貸借機器等は中古品であってはならない。

なお、契約日以降、対象機器の販売終了などにより調達が困難である場合は、後継機種を調達するものとし、事前に広域連合に対し書面による承諾を得ること。

5 賃貸借機器等の納入

令和5年12月22日から令和5年12月26日までの間（土日、祝日を除く。）の9時00分から17時00分までの間に機器設置場所へ搬入する。詳細な納入日時については、広域連合と賃貸人とで協議して定める。

また、下記事項を遵守すること。

- (1) 内蔵可能なハードウェアは、その対象機器に組み込んだ状態で納入すること。
- (2) 接続ケーブルなどの機器附属品、日本語の取扱説明書を添付すること。
- (3) 広域連合が納入物の確認を行う際に立ち会うこと。
- (4) 賃貸借物件であることを確認するためのシール等を納入後に機器等に貼付すること。

(5) 納入物の梱包材は、別途広域連合が指示する期間に賃貸人が回収すること。

6 賃貸借機器等の保守

調達した保守サービスに則り、賃貸借機器等の保守を行う。基本的な保守要件は以下のとおりである。

(1) 保守期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日までの60か月

(2) 当日訪問修理（対応時間：平日8時30分から17時30分まで）

賃貸借機器等に係るベンダーへのユーザー登録は賃貸人が行い、その登録内容を広域連合へ通知する。また、故障発生時の連絡先等を記載した保守体制図を作成し、広域連合へ提出すること。

7 賃貸借機器等の撤去

契約期間満了後、概ね1か月以内に賃貸借機器等を撤去する。撤去する日時については、契約期間満了までに広域連合と賃貸人が協議して定める。賃貸借物件の賃貸借期間満了後の撤去及び廃棄（ハードディスクにおいてはデータ消去）を行いデータ消去に関する証明書を提出すること。また、それらに要する費用は賃貸人の負担とする。

8 責任の所在

本調達に係る機器等の稼動及びその保障については、物品の製造者の如何に関わらず、賃貸人が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等によって担保していること。

賃貸人の費用で、賃貸借機器等に対し相応の動産総合保険を付保し、賃貸人は、動産総合保険で補償された損害に対しては、広域連合に請求できないものとする。

9 その他留意事項

(1) 契約期間内の下記の作業は本業務の対象外である。

時期	作業
納入時	梱包の開梱
	各種ケーブルの接続
設定時	Windowsの設定
	ネットワークの設定
	周辺機器の設定
	調達ソフトウェアのインストール、設定
撤去時	各種ケーブルの抜線

(2) Windowsは事前にインストールした状態で納入すること。

(3) 令和11年1月1日以降の再リリースを可能とすること。

(4) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、広域連合

と貸貸人が協議して別に定める。